

マイナンバー記載と本人確認資料提示のお願い

マイナンバー制度の施行に伴い、保育所等の入所手続の書類（「子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼利用申込書」や「子育てのための施設等利用給付認定」）に、保護者と児童の個人番号を記載していただく必要があります。個人番号は、支給認定や保育所等への入所、利用者負担額（保育料等）の算定・徴収に関する事務において利用します。また、手続きの際は窓口において、以下のとおり申請者（本人）または代理人（申請者以外）の本人確認をさせていただきます。

代理人（申請者以外）が手続きをする場合、「委任状」（別紙）に申請者（本人）が記入した上で、必ず持参してください。

○マイナンバー及び本人確認について

1. 保護者が申請書等を提出する場合

（申請者の配偶者等が提出する場合は、「2. 代理人が申請者等を提出する場合」を参照してください。）

確認対象者：申請者（保護者）・児童（番号確認のみ）

区分	必要となるもの
個人番号確認資料 (正しい個人番号であることの確認)	【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
本人確認資料 (個人番号の正しい持ち主であることの確認)	【顔写真付き身分証明書（以下の書類から1点）】 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住証明書 等

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみで個人番号確認、本人確認ができます。

（裏面に続く）

2. 代理人が申請書等を提出する場合

区分	必要となるもの
代理権確認書類 (代理権を有することの確認)	<p>【以下の書類】</p> <p><input type="checkbox"/>委任状（別紙） <任意代理人の場合> 配偶者や申請書の親（児童からみて祖父母）等が書類を提出する場合は任意代理人にあたります。 ※成年後見人や申請者本人が未成年者である場合の親など、法定代理人の場合は戸籍謄本その他その資格を証明する書類が必要です。</p>
代理人の本人確認資料 (申請書等を提出する方の本人確認)	<p>【顔写真付き身分証明書（以下の書類から1点）】</p> <p><input type="checkbox"/>マイナンバーカード <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>旅券（パスポート） <input type="checkbox"/>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/>在留カード <input type="checkbox"/>特別永住証明書 等</p>
保護者の個人番号確認 資料 (申請した保護者の個人番号が正しい番号であることの確認)	<p>【以下の書類から1点】</p> <p><input type="checkbox"/>保護者のマイナンバーカードまたはその写し <input type="checkbox"/>保護者の個人番号が記載された住民票の写しまたはその写し <input type="checkbox"/>保護者の住民票記載事項証明書の写しまたはその写し</p>

【問い合わせ先】

保健福祉部こども未来課 保育係
 029-888-1111（内線 708・117）